

日本におけるハンセン病 対策の歴史 (隔離政策の結果)

らい予防法

- らい病(ハンセン病)の予防・医療および患者・公共の福祉増進を目的として定められた法律。明治40年(1907)に「癩(らい)予防ニ関スル件」として制定。昭和6年(1931)の「癩予防法」を経て、昭和28年(1953)「らい予防法」に改正。平成8年(1996)に廃止された。ハンセン病は感染・発病力が非常に弱く、早期発見と適切な治療で完治できることが明らかになった後も、患者隔離政策の根拠となった



無らい県運動

- 1930年代(昭和5年以降)の日本で、癩病患者を摘発し、癩病患者施設に強制収容させて、県内から癩を無くそう、という目的で行われた日本の社会運動である。癩患者が子供でも、親元から隔離、第二次世界大戦後、プロミンによる薬物療法が出来、先進諸国が隔離から治療へ移行したのに対して、日本国政府はらい予防法を根拠に隔離政策を続け、日本国民にハンセン病に対する誤解と差別・偏見を、国や地方公共団体が助長した結果となった。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』(2014/03/23)

熊本・本妙寺事件

- 熊本市西郊にある日蓮宗の古刹である本妙寺付近に、かつて一般貧困地帯があり、その一部に本病患者の部落があった。個々の患者たちを「癩予防ニ関スル件」施行に伴い、九州療養所(現在の菊池恵楓園)を設立したのだが、患者たちは「相愛厚生会」なる自治組織まで構え、強制隔離ではなく自由な暮らしを望んだため、1940年7月9日未明、警察官及び九州療養所職員220名が部落を急襲し146名を「検挙」した。その後、患者たちは各地に分散隔離され、一部役員は草津の重監房へ投獄された。

熊本・本妙寺事件



熊本市の本妙寺集落での一斉収容(1940年) = 高松宮記念ハンセン病資料館蔵

強制入所

- 半数は「強制」または「半強制」(無らい県運動によって療養所以外に居場所がない)
- 残りの半数は
 - 家族を被害から守るため
 - 治療のため(一般病院での診療は禁止)
 - だまされて(2, 3年で帰れる)



実質的には全員が強制入所であった

- らい予防法に基づき行われたが科学的根拠なし



患者(石塊力も「お母、お嬢」と呼ばれる別家で専用ホームまで運び、朝からは患者の出入り車で、他は徒歩で園に。本正時代、多摩衛生園



第1区: 全生病院、東京

不妊手術・人工妊娠中絶

- 所内結婚の条件として男性の不妊手術
- 妊娠した場合は女性の人工妊娠中絶
- 大半が強制的であった
- 8ヶ月、10ヶ月での「中絶」もあった
- 優生保護法に基づき行われたが科学的根拠に乏しい(遺伝性疾患ではない)

患者作業

- ハンセン病療養所では、創設以来『患者作業』というものがああり、病院のほとんどの作業が入所者の方々自身によって担われてきました。その実態と昭和37年に「全患協(現在の全療協)」が「作業返還闘争」を開始し、患者作業がほぼなくなるには昭和52年まで待たなくてはならなかった。
- 患者作業によって手足の障害を悪化させた入所者が多かった。
- 賃金は、1日タバコ1箱分のみ



罰則：懲戒・検束

- らい予防法で所長に「懲戒検束権」
 - 国立療養所患者懲戒検束規定(昭和6年1月30日 内務大臣認可)：譴責、謹慎、監禁(2カ月以内)
- 各療養所には監房(監禁室)を設置
- 草津療養所には、特別病室(重監房)が1938年より9年間存在し、93名が入獄、うち23名が獄死した。
- 罰則の対象は外出に関するものが大半

↓

罰則は隔離を完全なものにするためのもの
園に逆らうことが許されなかった

邑久光明園監禁室(復元)と 栗生楽泉園重監房跡地




邑久光明園創立100周年記念誌
隔離から解放へより

栗生楽泉園ガイドブックより

社会での差別

- 患者、家族は社会において、結婚、就職、近所づきあいなど、さまざまな差別を受けた
- こうした社会での差別は、国の隔離政策によって助長された(判決文より)

↓

療養所が患者を差別から守るために作られた
という解釈は誤り

邑久光明園の歴史

- 明治40年に発せられた法律第11号により第三区域(京都・大阪・兵庫・奈良・三重・岐阜・滋賀・福井・石川・富山・鳥取・和歌山)各府県のハンセン病患者さんための聯合府県立療養所として、明治四十二年四月一日大阪府西成郡川北村大字外島(神崎川中州のマイナス・ゼロメートル地帯・嘉永年間に新田開発)に外島保養院(定床300、20,000坪)として開設。



開院当時の
外島保養院

邑久光明園創立100周年記念誌
隔離から解放へより



マイナス・ゼロメー
トル地帯であつた
ため池を掘り土地
をかさ上げたた
め池が多かつた

邑久光明園創立100周年記念誌
隔離から解放へより

マイナス・ゼロメートル地帯にあつた
外島保養院の悲劇

- ・ 昭和九年九月二十一日、第一次室戸台風と高潮により、施設のほぼすべてが倒壊流失し、在院者173名、職員3名、職員家族11名、工事関係者9名が死亡し、災害中最も大きな犠牲を出した。
- ・ 幸いにして生き残った在院者は約一ヶ月の天幕生活後、全国六ヶ所の官公立療養所へ分散委託され、三年半の避難生活を余儀なくされた。



台風・高潮被害の惨状

邑久光明園創立100周年記念誌
隔離から解放へより



台風・高潮被害の惨状

中野鹿尾婦長の殉職

中野鹿尾主任看護婦は、高知県生まれ、昭和9年4月に外島保養院採用となった。室戸台風の高潮が迫る中、重病棟に駆け付け、動けない患者を背負い、あるいは手を引いて、何度も堤防へと往復。ついには、人々の目の前で患者を背負ったまま泥流の中へ消えた。(23日遺体発見)。殉職に伴い9月21日付で婦長に昇進。その死を悼み、8年後、光明園に中野婦長の碑が建立された。(写真右)

邑久光明園創立100周年記念誌
隔離から解放へより

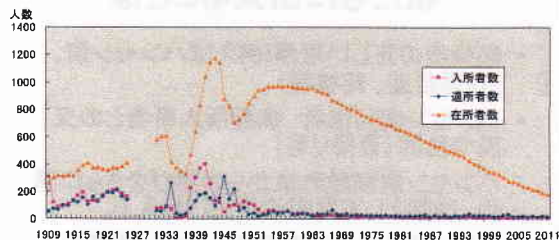
光明園の再建(1938年)



帰園(1938年)



光明園入所者の動向



- 1934年の室戸台風で173人が死亡した。
- 戦前、戦後の無らい県運動で入所者が増加した。
- 1944年からの4年間で入所者の54%が死亡した。

ハンセン病療養所は？

- 医学的根拠のないハンセン病患者撲滅のための隔離政策の受け皿となり、患者・家族に対する人権被害の役割を担った。
 - 症状の軽い少菌型の患者も強制収容された
 - 園内での労働があたりまえだった
- 良い治療が確立された後も、「らい予防法」による隔離政策が続いた。
- 治癒しても「らい予防法」では、法的には退所出来ない。後遺症、帰る場所がない、差別・偏見のため社会復帰できなかった回復者の方々が多くおられる。

らい予防法の廃止とその後

- 1996(平成8)年 「らい予防法」廃止
- 1998(平成10)年 ハンセン病国家賠償裁判
- 2001(平成13)年 熊本地裁判決
隔離政策の誤り、国の責任が初めて明らかに

➢ 日本のハンセン病対策は「負の遺産」だが、患者運動と、裁判をきっかけに芽生えた市民運動は誇るべき「正の遺産」

ハンセン病問題基本法(1)

2009年(平成21年)4月1日に施行

ハンセン病問題の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定める法律である

1. 国は、国立ハンセン病療養所において、入所者に対して必要な療養を行うものとし、入所者の意思に反して退所させてはならないものとする。
2. 国は、国立ハンセン病療養所における医療及び介護の体制整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハンセン病問題基本法(2)

2009年(平成21年)4月1日に施行

3. 国は、入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体または地域住民の利用に供することができるものとする。
4. 国は、ハンセン病患者であった方々の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため必要な措置を講ずるものとする。

患者・回復者の人権回復のために

- 過去の被害に対する謝罪と償い
 - 療養所での生活と医療・・・職員確保、入所者の人権
- 被害(偽名、納骨堂、社会生活困難)の解消
 - 偏見の解消・・・施設見学受け入れ、「こみよたん」
 - 家族との復縁
 - 社会復帰(市民グループの支援、相談窓口、住宅あつせん、医療体制の整備、要介護認定の配慮)
 - 療養所ごとと社会復帰(里帰り事業、施設の開放)

療養所を社会から孤立させない

- 入所者個別の社会復帰はもはや困難
- 療養所まるごとの「社会復帰」をめざす
- ハンセン病問題基本法に沿って施設を地域へ開放
 - 東京、熊本では保育所の誘致
 - 沖縄、宮古、青森では病床の開放
 - 光明園ではCTの共同利用(2010年)、老人ホームの誘致(2015年)

私たちに出来ることは

- 感染症の正しい理解(例えばハンセン病、HIV感染症、結核等)
- ハンセン病回復者、療養所入所者との交流や訪問(夏祭り等)
- ハンセン病隔離政策からの学びをさらに深め、教訓として周囲や後世に伝える。
- 差別・偏見やいじめのない社会、病気の人や子供、老人等、弱者にやさしい社会を実現する

邑久光明園からのお知らせ

- 第9回邑久光明園人権啓発パネル展示会開催予定:平成26年12月3日(水)-8日(月)天満屋地下タウンアースペース
- 「外島保養院の歴史を残す会」事務局:ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・関西実行委員会(責任者:同会事務局長・神谷誠人)
- 公益財団法人 邑久光明園「友愛会」は「ハンセン病問題の歴史を広く啓発することを通じて、差別偏見のない社会の実現に努めると共に、ハンセン病施設職員の資質の向上、入所者の自己実現を図ることを支援する」ことを目的としております。ぜひご入会下さい。(入会金1,000円、年会費1,000円)
 - かわいい「こみよたん」グッズ(Tシャツ、ポーチ、帽子、シール等)の販売も行っています。購入は、福祉課窓口まで



ご清聴ありがとうございました!

こみよたん

こみよたんのHP:
<http://www.komyotan.jp/>

世界ハンセン病の日(毎年1月最終日曜日)キャンペーン,
Khulna, Bangladesh

72